目次 平成十五年法律第百号 独立行政法人都市再生機構法

一章 総則(第一条—第五条) 役員及び職員 (第六条―第十条)

第一節 第二節 業務 業務の実施方法 業務の範囲 (第十一条) (第十二条—第十七

第三節 特定公共施設工事(第十八条—第1 条の二つ 十四条)

第四章 財務及び会計 三十二条 (第三十三条—第三十九

第四節

賃貸住宅の管理等(第二十五条―第

3

第六章 第五章 雑則 (第四十条—第四十三条)

罰則 (第四十四条)

第一

章

総則

第一条 この法律は、 めることを目的とする。 の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定 (名称) 独立行政法人都市再生機構 6

第二条 この法律及び独立行政法人通則法 (平成 行政法人都市再生機構とする。 第一項に規定する独立行政法人の名称は、 の定めるところにより設立される通則法第二条 十一年法律第百三号。以下「通則法」という。) · 独立

第三条 独立行政法人都市再生機構(以下「機 貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃 全な発展と国民生活の安定向上に寄与すること から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務都市基盤整備公団(以下「都市公団」という。) を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、 対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上 業務を行うことにより、社会経済情勢の変化にの整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関するび地域社会の中心となる都市において、市街地 変化に対応して十分に行われていない大都市及 な都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の構」という。)は、機能的な都市活動及び豊か (機構の目的) 3

する中期目標管理法人とする (中期目標管理法人) 機構は、 通則法第二条第二項に規定

(事務所)

第四条 機構は、 主たる事務所を神奈川県に置

(資本金)

第五条 機構の資本金は、 とする。 体から出資があったものとされた金額の合計額 第四条第七項の規定により政府及び地方公共団 附則第三条第六項及び

認可を受けて、 『可を受けて、その資本金を増加することがで機構は、必要があるときは、国土交通大臣の

2

機構がその資本金を増加するときは、 政府及び地方公共団体は、前項の規定により 機構に出

4 資することができる。 とができる。 きは、土地又は建物その他の土地の定着物(以 下「土地等」という。)を出資の目的とするこ 政府及び地方公共団体は、機構に出資すると

5 価額は、出資の日現在における時価を基準とし て評価委員が評価した価額とする。 前項の規定により出資の目的とする土地等の

(役員及び職員の地位)

は、政令で定める。 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

第二章 役員及び職員

|第六条 機構に、役員として、その長である理事 (役員)

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事 第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ 長及び監事三人を置く。 り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業 八人以内を置くことができる。 (副理事長及び理事の職務及び権限等)

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事 る。 び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理す長、副理事長が置かれているときは、理事長及

務を掌理する。

きは理事、副理事長及び理事が置かれていないれていない場合であって理事が置かれているとは、副理事長とする。ただし、副理事長が置か ときは監事とする。 前項ただし書の場合において、通則法第十九 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員

はその職務を行う監事は、その間、監事の職務条第二項の規定により理事長の職務を代理し又 を行ってはならない。

(副理事長及び理事の任期)

第八条 副理事長の任期は四年とし、 は二年とする 理事の任期

> 第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、 次の各号のいずれかに該当する者は、役員とな ることができない。 (役員の欠格条項の特例)

利害関係を有するもの又はこれらの者が法人 負を業とする者であって機構と取引上密接な かを問わず、これと同等以上の職権又は支配 であるときはその役員(いかなる名称による 力を有する者を含む。) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請

る名称によるかを問わず、これと同等以上の二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかな 職権又は支配力を有する者を含む。)

2 条」とあるのは、「前条及び独立行政法人都市 第一項の規定の適用については、同項中「前 再生機構法(平成十五年法律第百号)第九条第 項」とする。 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条

第十条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十 年法律第四十五号)その他の罰則の適用につい ては、法令により公務に従事する職員とみな

第三章 業務

第一節 業務の範囲

第十一条 次の業務を行う。 機構は、第三条の目的を達成するた

内の土地の利用が細分されている場合においする施設を併せて整備するもの又は当該敷地 又は造成した宅地の管理及び譲渡を行うこ 限る。)又は宅地の造成並びに整備した敷地 効かつ適切に利用できるよう整備するものに 供する施設がない場合において公共の用に供 の整備(当該敷地の周囲に十分な公共の用に 市街地の整備改善を図るための建築物の敷地 て当該細分された土地を一団の土地として有 既に市街地を形成している区域において、

整備、管理及び譲渡を行うこと。 良好な居住性能及び居住環境を有する利便性 特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地 の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上 既に市街地を形成している区域において、

四年法律第三十八号)による市街地再開発事 業をいう。以下同じ。)、防災街区整備事業 市街地再開発事業(都市再開発法 既に市街地を形成している区域において、 (昭和四十

> 務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年同じ。)及び流通業務団地造成事業(流通業 をいう。)を行うこと。 に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十 市地域における住宅及び住宅地の供給の促進 画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年 災街区整備事業をいう。以下同じ。)、土地区 下「密集市街地整備法」という。)による防 法律第百十号)による流通業務団地造成事業 七号)による住宅街区整備事業をいう。以下 いう。以下同じ。)、住宅街区整備事業(大都 法律第百十九号)による土地区画整理事業を (密集市街地における防災街区の整備の促 .関する法律(平成九年法律第四十九号。

四 既に市街地を形成している区域において、 特定事業参加者を、防災街区整備事業にあっ 発法第七十三条第一項第二十一号に規定する 合員(市街地再開発事業にあっては都市再開 区画整理事業又は住宅街区整備事業に参加 市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地 して参加すること(第六号の業務を併せて行 十号に規定する特定事業参加者を含む。)と ては密集市街地整備法第二百五条第一項第二

Ŧi. 第二項に規定する特定建築者をいう。以下こ とができるものに限る。)がいない場合にお とする者(密集市街地整備法第二百三十六条 ものに限る。) 又は防災特定建築者となろう の規定により特定建築者となることができる する者(都市再開発法第九十九条の三第二項 街区整備事業に、他に特定建築者となろうと の建設を行わせる市街地再開発事業又は防災 設建築物をいう。以下この号において同じ。) 第二百三十五条第三項に規定する特定防災施 法第九十九条の二第三項に規定する特定施設 規定する特定建築者をいう。以下この号にお は当該防災街区整備事業の防災特定建築者と いて、当該市街地再開発事業の特定建築者又 第二項の規定により防災特定建築者となるこ 又は特定防災施設建築物(密集市街地整備法 建築物をいう。以下この号において同じ。) いて同じ。)に特定施設建築物(都市再開 (密集市街地整備法第二百三十五条第二項に の号において同じ。) 又は防災特定建築者 して特定施設建築物又は特定防災施設建築物 特定建築者(都市再開発法第九十九条の二 建設を行い、並びにそれらの管理

は改築(以下「増改築」という。)及び譲渡

街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術 の提供を行うこと 既に市街地を形成している区域における市

第一号から第三号までの業務の実施と併せて 整備されるべき公共の用に供する施設の整 既に市街地を形成している区域において 管理及び譲渡を行うこと。

理及び譲渡を行うこと。 されるべき公共の用に供する施設の整備、管 者による次に掲げる事業の施行と併せて整備 地方公共団体からの委託に基づき、民間事業 既に市街地を形成している区域において、

市街地再開発事業 防災街区整備事業

土地区画整理事業

住宅街区整備事業

開発事業計画に基づく同法第百二十九条の 定する都心共同住宅供給事業 の認定計画に基づく同法第二条第五号に規 給の促進に関する特別措置法第百一条の八 都市再開発法第百二十九条の六の認定再 大都市地域における住宅及び住宅地の供

二十二号)第二十五条の認定計画に基づく 二第一項に規定する再開発事業 同法第二十条第一項に規定する都市再生 都市再生特別措置法(平成十四年法律第

その他政令で定める事業

う。)について、同項及び同条第二項本文の 増改築及び譲渡を行うこと。 る。) の建設を行い、並びにそれらの管理、 った場合において、次に掲げる住宅又は施設項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなか 賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一 規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は 下この号において単に「整備敷地等」とい にあっては、イからハまでに掲げるものに限 (賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等 第十六条第一項に規定する整備敷地等

うこと

第二号に規定する賃貸住宅

ことが適当である場合におけるそれらの用 所、店舗等の用に供する施設の建設を行う イの賃貸住宅の建設と一体として事務

整備敷地等の利用者の利便に供する施設

務所、店舗等の用に供する施設を建設する 土地等の取得を要する業務(委託に基づき 必要がある場合における当該住宅又は施設 と都市機能の高度化を図るため住宅又は事 整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用

増改築及び譲渡を行うこと。 含む。)の建設を行い、並びにそれらの管理 必要がある場合における当該住宅又は施設を 事務所、店舗等の用に供する施設を建設する ため当該住宅又は施設と一体として住宅又は 又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等 申出に応じて、当該土地提供者等に譲渡し、 つ健全な高度利用と都市機能の高度化を図る の用に供する施設(市街地の土地の合理的か 一項において「土地提供者等」という。)の を営んでいた者(以下この号及び第十六条第 区域内に居住し、若しくは当該区域内で事業 提供した者又は当該業務が実施される土地の 行うものを除く。)の実施に必要な土地等を

十二 附則第四条第一項の規定により機構が都 的なものとして政令で定める規模以上の都市 用に供する施設の管理、増改築及び譲渡を行 公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の 督管理を行うこと。 う。以下同じ。)の建設、設計及び工事の監 九号)第二条第一項に規定する都市公園をい 公園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十 より機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、 設並びに附則第十二条第一項第二号の規定に する施設及び事務所、店舗等の用に供する施 市公団から承継した賃貸住宅、公共の用に供 地方公共団体からの委託に基づき、根幹

十三 第九号の業務に係る同号イの賃貸住宅及 を行うこと。 に建設した賃貸住宅の管理、 以下同じ。)を行い、並びにこれにより新た めに行うものに限る。)を行うことをいう。 の建設(複数の賃貸住宅の機能を集約するた る土地に新たにこれらに代わるべき賃貸住宅 む。)又はこれらの存していた土地に近接す に隣接する土地に新たに建設することを含 貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地 に新たな賃貸住宅の建設(新たに建設する賃 これらの存していた土地の全部若しくは一部 (現に存する賃貸住宅の除却を行うとともに、 前号の賃貸住宅について賃貸住宅の建替え 増改築及び譲渡

> 利便に供する施設の整備、管理及び譲渡を行 うこと。 前二号の業務に係る賃貸住宅の居住者の

に併せて、次の業務を行うこと。 第十三号の業務による賃貸住宅の建替え

うこと の建設を行うことが適当である場合におい 体として事務所、店舗等の用に供する施設 い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行 て、それらの用に供する施設の建設を行

並びにその管理及び譲渡を行うこと。 住者に譲渡するための住宅の建設を行い、 賃貸住宅の居住者の申出に応じて、当該居 当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき

の管理、増改築及び譲渡を行うこと。 づき、当該賃貸住宅の建設を行い、並びにそ 条第三項に規定する地方公共団体の要請に基 項に規定する国土交通大臣の求め又は第十四 - 六 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設 する必要がある場合において、第十三条第

十七 と。 前各号の業務に附帯する業務を行うこ

を行う。 防災のための集団移転促進事業に係る国

第十四号)第二十二条第一項に規定する業務 密集市街地整備法第三十条に規定する業務 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)

六 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三

律第二十五号)第三十条及び第四十二条に規七 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法

する業務 二十五年法律第五十五号)第三十七条に規定 大規模災害からの復興に関する法律(平成

るべき公共の用に供する施設の整備、管理イ 当該賃貸住宅の建替えと併せて整備され 及び譲渡を行うこと。

当該賃貸住宅の建替えと併せてこれと一

2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務

七年法律第百三十二号)第十二条に規定する財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十

律(平成十四年法律第七十八号)第百五条の1 マンションの建替え等の円滑化に関する法 二に規定する業務

第十七条の六十に規定する業務

業務 年法律第百二十二号)第七十四条に規定する

定する業務

成二十六年法律第百二十七号)第二十条に規 定する業務 空家等対策の推進に関する特別措置法(平

3 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務 号) 第六条に規定する業務 の促進に関する法律(平成三十年法律第四十 海外社会資本事業への我が国事業者の参入

次の業務を行うことができる。 の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、 建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整

二 政令で定める住宅の建設 (増改築を含む。) ځ 備した敷地又は造成した宅地の管理を行うこ

三 建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成又 用に供する施設の整備を行うこと。 は住宅の建設と併せて整備されるべき公共の 及び管理を行うこと。

又は整備及び管理を行うこと。 次に掲げる施設の建設(増改築を含む。)

事業、防災街区整備事業又は土地区画整理項第三号の業務にあっては、市街地再開発 それらの用に供する施設 併せて事務所、店舗等の用に供する施設の 建設を行うことが必要である場合における 事業の施行に係るものに限る。)の実施と 第一項第一号から第三号までの業務

利用者又は機構が建設し若しくは管理する の居住者の利便に供する施設 住宅(第二号の規定によるものを含む。) 地(第一号の規定によるものを含む。)の 機構が整備した敷地若しくは造成した宅

が適当である場合におけるそれらの用に供 店舗等の用に供する施設の建設を行うこと する施設 よるものを含む。)と一体として事務所、 機構が行う住宅の建設(第二号の規定に

要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。 及び増改築並びに都市公園の整備のために必 市街地の整備改善、賃貸住宅の供給、管理 第二節 業務の実施方法

Ŧi.

(民間事業者との協力等)

2 第十二条 機構は、前条に規定する業務の実施に たっては、 が適切に図られるよう努めなければならない。 力を活用し、民間事業者との協力及び役割分担 できる限り民間の資金、経営能力及び技術的能 当たっては、それぞれの都市の実情に応じて、 機構は、 前条第一項第二号の業務の実施に当 当該業務の実施により整備した敷

を十分勘案して行わなければならない における民間事業者の賃貸住宅の建設の見通し

(国土交通大臣の要求)

第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関 る計画を示して、その実施を求めることができ 帯する業務を含む。)に関し、当該業務に関す で、第十三号又は第十六号の業務(これらに附 構に対し、第十一条第一項第一号から第三号ま により緊急の実施を要すると認めるときは、機 係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情

ようとするときは、あらかじめ、当該業務に関国土交通大臣は、前項の規定による求めをし する計画について関係地方公共団体の意見を聴 機構は、国土交通大臣から第一項の規定によ その意見を尊重しなければならない。

り、その求めに応じなければならない る求めがあったときは、正当な理由がない限 (関係地方公共団体からの要請等) 7

第十四条 機構は、第十一条第一項第三号の業務 業務にあっては、この限りでない。 備方針」という。)に即して行う特定再開発等 る地域整備方針(以下この条において「地域整 いう。)において同法第十五条第一項に規定す 下この条において「都市再生緊急整備地域」と 条第三項に規定する都市再生緊急整備地域(以 ものとする。ただし、都市再生特別措置法第二 該業務に関する計画を示した要請に基づき行う う。) については、関係地方公共団体からの当 以下この条において「特定再開発等業務」とい 交通大臣の求めに基づき実施するものを除く。 する業務を含み、前条第一項の規定による国土 行うものを除く。)に係るもの(これらに附帯 策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せて り実施するもの又は防災街区整備事業(国の施 は土地区画整理法第三条の二第一項の規定によ で都市再開発法第二条の二第五項第一号若しく

その実施を要請することができる。 業務に関し、当該業務に関する計画を示して、 て地域整備方針に即して行うべき特定再開発等 地方公共団体は、必要があると認めるとき 機構に対し、都市再生緊急整備地域におい

に関する計画を示して、その実施を要請するこ れに附帯する業務を含む。)に関し、当該業務 し、第十一条第一項第十六号に掲げる業務(こ 貸住宅を建設する必要があるときは、機構に対 とができる 地方公共団体は、災害の発生により緊急に賃

4 前三項の要請に関し必要な事項は、 政令で定

5 うとするときは、第二項の規定による地方公共 計画について関係地方公共団体の意見を聴かな うものを除き、あらかじめ、当該業務に関する 整備方針に即して特定再開発等業務を実施しよ 公共団体の意見があるときは、これを尊重しな ければならない。この場合において、関係地方 団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行 機構は、都市再生緊急整備地域において地域 ればならない。

6 き、あらかじめ、当該業務に関する計画につい あり、かつ、当該要請に基づき行うものを除 を含む。)に係る業務を実施しようとするとき は、第三項の規定による地方公共団体の要請が て関係地方公共団体の意見を聴かなければなら 機構は、賃貸住宅の建設(賃貸住宅の建替え

る公営住宅をいう。以下同じ。) の事業主体 については、公営住宅(公営住宅法(昭和二十 六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定す 絡するものとする。 下同じ。)である関係地方公共団体と密接に連 (同条第十六号に規定する事業主体をいう。 機構は、賃貸住宅の管理に関する業務の運営 以

(都市計画の決定等の提案の特例)

第十五条 次の各号に掲げる業務の実施に関し、 用される前項の規定による独立行政法人都市再 る必要がある場合における都市計画法(昭和四 当該各号に定める都市計画の決定又は変更をす 生機構の提案にあっては、第一号)に掲げると 再生機構法第十五条の規定により読み替えて適 ろ」とあるのは「次の各号(独立行政法人都市 の区域)」と、同条第三項中「次に掲げるとこ 五条各号に掲げる業務の実施に必要となる土地 画区域のうち独立行政法人都市再生機構法第十 生機構にあっては、都市計画区域又は準都市計 項に規定する土地の区域(独立行政法人都市再 第三項の規定の適用については、同条第二項中 十三年法律第百号)第二十一条の二第二項及び 「前項に規定する土地の区域」とあるのは「前

又は第十六号の業務 一条第一項第一号から第三号まで、第十三号 による地方公共団体の要請に基づき行う第十 第十三条第一項の規定による国土交通大臣 求め又は前条第一項から第三項までの規定 当該業務の実施に必要

な市街地再開発事業に関する都市計画その他 の政令で定める都市計画

事に関する業務(同項に規定する特定公共施 設の管理者の同意を得たものに限る。) 同項 に規定する特定公共施設に係る都市施設に関 第十八条第一項に規定する特定公共施設工

(整備敷地等の譲渡又は賃貸の方法)

第十六条 機構は、建築物の敷地の整備又は宅地 の造成に係る業務(土地区画整理事業の施行に 要とする者その他国土交通省令で定める者に譲 地提供者等、自己の居住の用に供する宅地を必 く。) の用に供するため必要がある場合又は土 に規定する住宅又は施設の建設に係るものを除 その事務若しくは事業(第十一条第一項第九号 又は賃貸しなければならない。ただし、機構が を定め、次に掲げる条件を備えた者に譲渡し、 その他国土交通省令で定める事項に関する計画 宅。以下この条において同じ。)に関する事項 あっては、当該整備敷地等に建設すべき賃貸住 該整備敷地等の譲渡の対価又は地代に関する事 の実施により整備した敷地又は造成した宅地 伴うものを含み、委託に基づくものを除く。) 項、当該整備敷地等において建設すべき建築物 (以下「整備敷地等」という。) については、当 (以下この条において「譲渡等計画」という。) (賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等に 若しくは賃貸する場合は、この限りでな

とする者であること。 に関する事項に適合する建築物を建設しよう 譲渡等計画に定められた建設すべき建築物

三 整備敷地等の譲渡の対価又は地代の支払能 力がある者であること。 なその他の能力が十分な者であること。 的基礎及びこれを的確に遂行するために必要 前号に規定する建築物の建設に必要な経済

2 らず、同項各号に掲げる条件を備えた応募者が らない。ただし、いったん公募したにもかかわ 募者のうちから公正な方法で選考しなければな 通省令で定めるところにより、公募し、その応 行う事業を営む者に、当該整備敷地等を譲渡 譲渡し、又は賃貸しようとするときは、 による投資を受けて同項第三号に掲げる業務を いなかった場合においては、次条第一項の規定 機構は、前項本文の規定により整備敷地等を 又は賃貸することができる 国土交

3 場合を含む。)の規定による都市計画の決定又 条の二(前条の規定により読み替えて適用する 等の土地の区域について、都市計画法第二十一 を譲渡し、又は賃貸するときは、当該整備敷 機構は、 第一項本文の規定により整備敷地等

第十七条 サービスの質の向上等を図るため特に必要があ う努めなければならない。 (投資) の建設の促進を図るため必要な措置を講ずるよ 設すべき建築物に関する事項に適合した建築物 は変更の提案その他譲渡等計画に定められた建 機構は、業務運営の効率化、

2 含む。以下同じ。)をすることができる。 る場合においては、国土交通大臣の認可を受け て、次に掲げる業務を行う事業に投資 又は賃貸住宅に係る環境の維持又は改善に関一 機構が管理する建築物の敷地若しくは宅地 理事業に係るものに限る。)の実施により機開発事業、防災街区整備事業又は土地区画整三号又は第四号の業務にあっては、市街地再 設の管理に関する業務 構が建設した事務所、店舗等の用に供する施 九号口若しくは二又は第十号の業務 第十一条第一項第三号から第五号まで、

(同項第 第

する業務 整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と

及び第二項本文の規定に基づき公募の方法によ投資は、当該整備敷地等について、前条第一項 ものとする。 者がいなかった場合に限り、することができる り譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわら ず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募 前項第三号に掲げる業務を行う事業に対する で定めるものの建設又は管理に関する業務都市機能の高度化を図るための建築物で政令

第十七条の二 機構は、民間の資金、経営能力及 る事業に投資をすることができる。 地の整備又はその用に供する宅地の造成に関す 場合においては、国土交通大臣の認可を受け び技術的能力の活用を図るため特に必要がある 図るための建築物の建設及び管理並びにその敷 理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を て、民間事業者と共同して、市街地の土地の合

該当する場合に限り、することができるものと 前項の規定による投資は、次に掲げる要件に

この項において 機構と共同して前項に規定する事業(以下 「投資対象事業」という。)

に投資をしようとする民間事業者からの要請

を目的として取得した土地(現に機構が所有 構が第十一条第一項第一号の業務を行うこと しているものに限る。)が含まれること。 投資対象事業が行われる土地の区域に、機

三 機構が投資対象事業について第十一条第一 項第六号の業務を行うこと。

法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項 象事業の実施を目的とする株式会社、合同会 第二号及び附則第十二条第十項において同 社又は特定目的会社(資産の流動化に関する じ。) であること。 に規定する特定目的会社をいう。第三十七条 投資対象事業を営む者が、専ら当該投資対 5 4

第三節 特定公共施設工事

(特定公共施設工事の施行)

第十八条 機構は、第十一条第一項第七号の業務 行することができる。 の管理者に代わって当該特定公共施設工事を施 以下この節において同じ。)の同意を得て、そ 共施設の管理者(管理者となるべき者を含む。設工事」という。)であるときは、当該特定公 係る当該各号に定める工事(以下「特定公共施 する施設(以下「特定公共施設」という。)に 整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供 令で定める規模以上のものに限る。) と併せて 伴うものを含み、その種類に応じて国土交通省 災街区整備事業又は土地区画整理事業の施行に の整備又は宅地の造成(市街地再開発事業、防 を行う場合において、その業務が建築物の敷地

道路(高速自動車国道及び一般国道を除く。) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の 同法による当該道路の新設又は改築に関す

二 都市公園法の都市公園(同法第二条第一項 第一号に該当するものに限る。) 同法による 該公共下水道又は都市下水路の設置又は改築 の公共下水道又は都市下水路 同法による当 当該都市公園の新設又は改築に関する工事 に関する工事 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号) 3

の一級河川(指定区間内のものを除く。)以 という。) を含む。) 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号) |川(第二十一条において単に「準用河川」 の河川(同法第百条第一項に規定する準用 同法による河川工事 5 4

2 り、特定公共施設の管理者に代わってその権限 の一部を行うものとする。 を施行する場合には、政令で定めるところによ 機構は、前項の規定により特定公共施設工事

3 決を経なければならない。 め、当該管理者である地方公共団体の議会の議 一項の同意をしようとするときは、あらかじ 特定公共施設(河川を除く。)の管理者が第

なければならない。 通省令で定めるところにより、その旨を公告し 事を行おうとするときは、あらかじめ、国土交 機構は、第一項の規定により特定公共施設工

事の全部又は一部を完了したときは、遅滞な 旨を公告しなければならない。 く、国土交通省令で定めるところにより、その 機構は、第一項の規定による特定公共施設工

(機構の意見の聴取)

の同意をした特定公共施設について次の行為を第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項 見を聴かなければならない。 行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意

道路法第十条の路線の廃止又は変更

更又は廃止 都市公園法第三十条の都市公園の区域の変 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更

兀 計画の変更 下水道法第四条第六項の公共下水道の事業

Ŧī. 変更 下水道法第二十七条第一項の公示事項の

六 河川法第五条第六項(同法第百条において 準用する場合を含む。)の指定の変更又は廃

(特定公共施設工事の廃止等)

第二十条 機構は、特定公共施設の管理者の同意 止してはならない。 を得た場合でなければ、特定公共施設工事を廃

| 2 第十八条第五項の規定は、機構が特定公共施 設工事を廃止した場合について準用する。 機構が特定公共施設工事を廃止したときは、

当該特定公共施設工事に要した費用の負担につ いては、機構と特定公共施設の管理者が協議し て定めるものとする。 前項の協議が成立しないときは、機構又は当

該特定公共施設の管理者の申請に基づき、国土 交通大臣が裁定する。

場合においては、第三項の規定の適用について 前項の規定により国土交通大臣が裁定をした

が成立したものとみなす。 は、機構と当該特定公共施設の管理者との協議

(特定公共施設及びその用に供する土地の権利

第二十一条 第十八条第五項の規定による特定公 定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川た権利は、その公告の日の翌日において当該特 及びその用に供する土地について機構が取得し 共施設工事の完了の公告のあった特定公共施設 属するものとする。 (準用河川を除く。) である場合には、国) に帰

(費用の負担又は補助)

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管 第二十二条 機構が第十八条の規定により特定公 おいて同じ。)に対し交付すべき負担金又は補は、その長の統轄する地方公共団体。第四項に 理者(管理者が地方公共団体の長である場合に については、特定公共施設の管理者が自ら当該する費用の負担及びその費用に関する国の補助 共施設工事を施行する場合には、その施行に要 特定公共施設工事を施行するものとみなす。

3 算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法 法第二条第三項に規定する補助事業者等とみな 律第百七十九号)の規定の適用については、同 助金は、機構に交付するものとする。 前項の場合には、機構は、補助金等に係る予

4 用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控 除した額を機構に支払わなければならない。 第一項の特定公共施設の管理者は、同項の費

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払 の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、 政令で定める。

不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第2 前項の場合において、国土交通大臣は、行政 第二十三条 機構が第十八条第二項の規定により 他の法令により審査請求ができないこととされ その不作為に不服がある者は、国土交通大臣に 特定公共施設の管理者に代わってする処分又は 対して審査請求をすることができる。ただし、 ているものについては、この限りでない。 (審査請求)

(道路法等の適用)

項の規定の適用については、機構の上級行政庁 及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三 二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項

第二十四条 第十八条第二項の規定により特定公 共施設の管理者に代わってその権限を行う機構

法第五章及び河川法第七章の規定の適用につ は、道路法第八章、都市公園法第六章、下水道 ては、当該特定公共施設の管理者とみなす。

い

第四節 賃貸住宅の管理等

(家賃の決定)

第二十五条 機構は、 を失しないよう定めなければならな おいて同じ。)に新たに入居する者の家賃の 渡し、又は賃貸するものを除く。以下この条に 主体その他の住宅を賃貸する事業を行う者に譲 については、近傍同種の住宅の家賃の額と均 賃貸住宅(公営住宅の事業

2 ばならない。 住宅の家賃の額を上回らないように定めなけ 合において、変更後の家賃の額は、近傍同種 合的に勘案して定めなければならない。この場 額、変更前の家賃の額、経済事情の変動等を総 する場合においては、近傍同種の住宅の家賃の 機構は、賃貸住宅の家賃の額を変更しようと

は、国土交通省令で定める。 前二項の近傍同種の住宅の家賃の算定方法

3

の特別の事由が生じた場合においては、家賃を れるものである場合又は賃貸住宅に災害その他 による家賃を支払うことが困難であると認めら 居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定 ず、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に 減免することができる。 機構は、第一項又は第二項の規定にかかわら

(賃貸住宅の建替えの実施等)

第二十六条 機構は、次に掲げる要件に該当する 場合には、賃貸住宅の建替えをすることができ

害その他の理由により相当程度低下している その大部分につき賃貸住宅としての機能が災 耐用年限の二分の一を経過していること又は 除却する賃貸住宅の大部分が政令で定める

二 第十一条第一項第二号に規定する賃貸住宅 環境を有する賃貸住宅を十分確保する必要が 勘案して当該地域に良好な居住性能及び居住 宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを を新たに建設する必要があること又は賃貸住

2 祉法 おいては、 いて第十四条第六項の規定による意見聴取に基 づき関係地方公共団体から申出があった場合に 機構は、賃貸住宅の建替えに関する計画につ (昭和二十六年法律第四十五号) 第六十二 公営住宅又は社会福祉施設(社会福

整備を促進するため、賃貸住宅の建替えに併せ の他の居住者の共同の福祉のため必要な施設の 条第一項に規定する社会福祉施設をいう。) そ ればならない。 当該賃貸住宅の建替えに支障のない範囲内 土地の譲渡その他の必要な措置を講じなけ

(仮住居の提供)

却すべき賃貸住宅の居住者で当該賃貸住宅の建二十七条 機構は、賃貸住宅の建替えにより除 提供しなければならない。 居住者」という。)に対して、必要な仮住居を 替えに伴いその明渡しをするもの(以下「従前

(新たに建設される賃貸住宅への入居)

第二十八条 機構は、従前居住者であって、三十 せなければならない。 る旨を申し出たものを、当該賃貸住宅に入居さ り新たに建設される賃貸住宅への入居を希望す 構の定める期間内に当該賃貸住宅の建替えによ 日を下らない範囲内で当該従前居住者ごとに機

前居住者に対して、これを通知しなければなら 機構は、前項の期間を定めたときは、当該従

3 を通知しなければならない。 め、その期間内に当該賃貸住宅に入居すべき旨 に建設された賃貸住宅に入居すべき期間を定 対して、相当の猶予期間を置いてその者が新た 機構は、第一項の規定による申出をした者に 2

らず、当該賃貸住宅に入居させないことができなかった者については、第一項の規定にかかわ 係る入居すべき期間内に当該賃貸住宅に入居し 機構は、正当な理由がないのに前項の通知に

(公営住宅への入居)

第二十九条 機構は、賃貸住宅の建替えに併せて 具備する者が当該公営住宅への入居を希望した 者で公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件を 慮をしなければならない。 ときは、その入居を容易にするように特別の配 公営住宅が整備される場合において、従前居住 3

ればならない。 体は、機構が行う措置に協力するよう努めなけ 前項の場合において、当該公営住宅の事業主

(説明会の開催等)

第三十条 機構は、賃貸住宅の建替えに関し、説 宅の居住者の協力が得られるように努めなけれ 当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住 明会を開催する等の措置を講ずることにより、

(移転料の支払)

第三十一条 機構は、従前居住者が賃貸住宅の建 払わなければならない。 該従前居住者に対して、通常必要な移転料を支 替えに伴い住居を移転した場合においては、当

(建替えに係る家賃の特例)

規定にかかわらず、当該入居者の家賃を減額す認めるときは、第二十五条第一項又は第二項の 賃貸住宅の最終の家賃を超えることとなり、当 が管理する他の賃貸住宅に入居させる場合にお 建替えにより新たに建設した賃貸住宅又は機構 該入居者の居住の安定を図るため必要があると ることができる。 いて、新たに入居する賃貸住宅の家賃が従前の 機構は、従前居住者を、賃貸住宅の

第四章 財務及び会計

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十三条 機構における通則法第四十四条第一 る場合」とあるのは、「政令で定めるところに り同項の使途に充てる場合」とする。 より計算した額を国庫及び機構に出資した地方 項ただし書の規定の適用については、同項ただ 公共団体に納付する場合又は第三項の規定によ し書中「第三項の規定により同項の使途に充て

間」という。)の最後の事業年度に係る前項の定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規 の期間における第十一条に規定する業務の財源の)の定めるところにより、当該次の中期目標 変更の認可を受けたときは、その変更後のも 認可を受けた中期計画(同項後段の規定による 認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承 規定により読み替えられた通則法第四十四条第 に充てることができる。 中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の 同条第一項の規定による積立金があるときは、 一項又は第二項の規定による整理を行った後、

額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納 を控除してなお残余があるときは、その残余の る金額から同項の規定による承認を受けた金額 付しなければならない。 機構は、前項に規定する積立金の額に相当す

政令で定める。 手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の

(長期借入金及び都市再生債券)

第三十四条 に規定する業務に必要な費用に充て 機構は、第十一条第一項(第十一号

> る。 入金をし、又は都市再生債券(以下この章にお るため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借 .て「債券」という。) を発行することができ

3 2 年法律第八十九号)の規定による一般の先取特 権により担保されているものを除く。)の債権 て自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 者は、機構の財産について他の債権者に先立っ が第三十六条の規定に基づく信託に係る金銭債 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九 前項の規定による債券(当該債券に係る債権

4 の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は 権に次ぐものとする。 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券

5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百 託会社について準用する。 信託会社に委託することができる。 は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信 五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定 第三十九条 機構は、毎事業年度、長期借入金及

(償還計画)

6 な事項は、政令で定める。 前各項に定めるもののほ 債券に関し必要

(債務保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援 からの外資の受入に関する特別措置に関する法入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等 債務を除く。)について保証することができる。 定に基づき政府が保証契約をすることができる 律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規 決を経た金額の範囲内において、機構の長期借 助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二 (債券の担保のための金銭債権の信託) 十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議

て、債券に係る債務(前条の規定により政府が 第三十六条 機構は、国土交通大臣の認可を受け 三号に掲げる方法による信託(次条第一号及び 第三十八条において「特定信託」と総称する。) 三十八条において同じ。)又は信託法第三条第 に規定する信託契約を締結するものに限る。第 条第一項の認可を受けた金融機関との間で同号 関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一 その金銭債権の一部について、信託法(平成十 保証するものを除く。)の担保に供するため、 (信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に をすることができる。 八年法律第百八号)第三条第一号に掲げる方法

(金銭債権の信託の受益権の譲渡等)

|第三十七条 機構は、国土交通大臣の認可を受け て、第十一条第一項 (第十一号を除く。) に規

> 銭債権について、次に掲げる行為をすることが 定する業務に必要な費用に充てるため、その金 できる。

渡すること、 特定信託をし、 当該特定信託の受益権を譲

特定目的会社に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をする ے ع

(信託の受託者からの業務の受託等)

第三十八条 機構は、前二条の規定によりその 託しなければならない。 関する業務及びこれに附帯する業務の全部を受 該金銭債権の譲受人から当該金銭債権の回収に 譲渡するときは、当該特定信託の受託者又は当 銭債権について特定信託(信託法第三条第一号 に掲げる方法によるものに限る。)をし、又は

可を受けなければならない。 第五章 雑則

び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認

(協議)

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、 大臣に協議しなければならない。 財務

の二第一項、第三十四条第一項若しくは第四 をしようとするとき。 第五条第二項、第十七条第一項、 第三十六条、第三十七条又は前条の認可 第十七条

二 第三十三条第二項の承認をしようとすると

務大臣と協議しなければならない。 る裁定をしようとするときは、あらかじめ、 (主務大臣等) 国土交通大臣は、第二十条第四項の規定によ 総

2

及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国 第四十一条 機構に係る通則法における主務大臣 土交通省令とする。

第四十二条 不動産登記法 (平成十六年法律第百 の行政機関とみなして、これらの法令を準用す 二十三号)及び政令で定めるその他の法令につ いては、政令で定めるところにより、機構を国 (他の法令の準用)

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第四十三条 には適用しない 律第百十七号)の規定は、 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法 機構の役員及び職員

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合 万円以下の過料に処する。 は、その違反行為をした機構の役員は、二十

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行っ て、その認可又は承認を受けなかったとき。 又は承認を受けなければならない場合においこの法律の規定により国土交通大臣の認可 たとき。

則 抄

(施行期日)

行する。ただし、第三十八条並びに附則第三第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施 条、第四条及び第二十四条の規定は、 から施行する 公布の日 4

(機構の設立)

第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわ らず、この法律の施行の時に成立する。 ろにより、その設立の登記をしなければならな ず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるとこ 機構は、通則法第十六条の規定にかかわら 5

(地域公団の権利及び義務の承継等)

定めた承継計画書において定めるところに従 除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を ものは、次項の規定により国が承継する資産を 権利及び義務であって次に掲げる業務(以下 備公団(以下「地域公団」という。)が有する三条 機構の成立の時において現に地域振興整 「旧地方都市開発整備等業務」という。)に係る その時において機構が承継する。

四条の二に規定する地方都市開発整備等業務 げる業務のうち同項第三号の規定による工場 号。以下「旧地域公団法」という。)第二十 興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五 (旧地域公団法第十九条第一項第一号ハに掲 附則第十六条の規定による改正前の地域振 次に掲げる業務(前号に掲げるものを除 地の造成と併せて行われるものを除く。)

えて適用される旧地域公団法第二十四条の 配置の促進に関する法律(平成四年法律第拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再 七十六号)第四十二条の規定により読み替 二に規定する地方都市開発整備等業務 附則第六十条の規定による改正前の地方 8

心市街地における市街地の整備改善及び商 附則第六十四条の規定による改正前の中 9

> 第二十四条の二に規定する地方都市開発整 により読み替えて適用される旧地域公団法 業等の活性化の一体的推進に関する法律 (平成十年法律第九十二号) 第九条の規定

2 その業務を確実に実施するために必要な資産以 都市開発整備等業務に係る権利のうち、機構が 機構の成立の際現に地域公団が有する旧地方 する。 外の資産は、機構の成立の時において国が承継

の他当該資産の国への承継に関し必要な事項 は、政令で定める。 前項の規定により国が承継する資産の範囲そ

のとする。

臣が経済産業大臣と協議して定める。 より機構が承継するものの範囲は、国土交通大 している債券に係る債務のうち第一項の規定に 機構の成立の時において現に地域公団が発行

可を受けたものでなければならない。 定める基準に従って作成し、国土交通大臣の認 第一項の承継計画書は、地域公団が、政令で

6 うち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべき 金額の合計額を差し引いた額は、都市基盤整備 ものとして出資されたものとみなすものとして び義務を承継したときは、その承継の際、旧地第一項の規定により機構が地域公団の権利及 として整理するものとする。 業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金 係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資 産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資 三条の規定による改正前の附則第十三条第二項 改正する法律(平成十七年法律第七十八号)第 供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を から機構に対し公的資金による住宅及び宅地の をいう。以下この項において同じ。)は、政府 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額 に対し出資されている出資金に相当する金額の 方都市開発整備等出資金額(政府から地域公団 てるべきものとして出資されたものとし、機構 において「都市基盤整備業務」という。)に充 に規定するその他の業務(以下この項及び次条 5 4 3

おける時価を基準として評価委員が評価した価・ 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在に 額とする。

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

公団の権利及び義務を承継した時に、 地域公団は、第一項の規定により機構が地域 政令で定める。 旧地方都

に充てるべきものとして出資されたものとし

下この項において

「利息等」という。)で平

土交通大臣が定める金額によりその資本金を減府から地域公団に対して出資された額として国 少するものとする。 市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政

11 成等については、機構が従前の例により行うも 年度の旧地方都市開発整備等業務に係る決算並 は、経済産業大臣に協議しなければならない。 るとき、又は前項の額を定めようとするとき びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作 地域公団の平成十六年四月一日に始まる事業 国土交通大臣は、第五項の認可をしようとす

第四条 都市公団は、機構の成立の時において解 散するものとし、その一切の権利及び義務は、 次項の規定により国が承継する資産を除き、 の時において機構が承継する。 (都市公団の解散並びに権利及び義務の承継等) そ

2 機構の成立の際現に都市公団が有する権利の うち、機構がその業務を確実に実施するために 必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にお いて国が承継する。

9

する資産の価額について準用する。

前条第七項及び第八項の規定は、

前項に規定

第一項に規定する鉄道業務 よる改正前の附則第十三条正する法律第三条の規定に

8

は、政令で定める。 の他当該資産の国への承継に関し必要な事項 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業

10

における解散の登記については、政令で定め

第一項の規定により都市公団が解散した場合

の分配は、行わない。

六十三条第二項の規定にかかわらず、残余財産

都市公団が解散した場合は、旧都市公団法第

ら起算して四月を経過した日とする。 て、当該決算完結の期限は、解散の日の翌日かの例により行うものとする。この場合におい 年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及 び損益計算書の作成等については、機構が従前 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業

7 6 う。)第九条第一項の規定は、適用しない。 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額 掲げる業務に充てるべきものとして出資された る出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に び義務を承継したときは、その承継の際、政府 共団体から機構に対し同表の下欄に掲げる業務 及び地方公共団体から都市公団に出資されてい による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一 に限る。) は、それぞれ、政府及び当該地方公 もの(政府からの出資に係るものにあっては、 第一項の規定により機構が都市公団の権利及

> 勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理 同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとし 資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び 機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る て出資されたものとした金額の合計額を差し引

||旧都市公団法附則第都市基盤整備業務 十一条第一項に規定地の供給体制の整備のた旧都市公団法附則第公的資金による住宅及び する鉄道業務 するその他の業務 都市公団の業務 十一条第二項に規定 するものとする。 の公営住宅法等の一部を改地の供給体制の整備のため 機構の業務

前項の規定により国が承継する資産の範囲そ

のとする。 年度は、都市公団の解散の日の前日に終わるも

年法律第七十六号。以下「旧都市公団法」とい 前項の場合においては、附則第十八条の規定

> る交付金) (借入金及び都市基盤整備債券等の利息等に係

第五条 政府は、平成十六年度から平成二十一年 条第一項の住宅・都市整備債券及び同条第二項「旧住宅・都市整備公団法」という。)第五十五 法附則第十七条による廃止前の住宅・都市整備が住宅・都市整備公団から承継した旧都市公団 則第十三条第一項の特別住宅債券並びに旧都市都市基盤整備公団宅地債券及び旧都市公団法附五条第一項の都市基盤整備債券、同条第二項の が平成十四年度末までに借り入れた借入金(旧度までの間において、機構に対して、都市公団 等に係る債券発行費及び債券発行差金償却(以 公団法(昭和五十六年法律第四十八号。以下 公団法附則第六条第一項の規定により都市公団 を含む。以下この項において同じ。)及び発 公団が住宅・都市整備公団から承継した借入金 都市公団法附則第六条第一項の規定により都市 じ。) の利息並びに発行した都市基盤整備 の特別住宅債券をいう。以下この項において同 した都市基盤整備債券等(旧都市公団法第五十

額を交付するものとする。 ることが適当であるものとして政令で定める金 含む。)に相当する金額のうち、政府が負担す 発行した都市基盤整備債券等の利息等で平成十 賃貸住宅の建設のために借り入れた借入金及び 償却したもの(平成十三年度に管理を開始した 十三年度及び平成十四年度に支払ったもの又は 二年度以前に支払ったもの又は償却したものを

なければならない。 運営の安定が損なわれることのないよう配慮し 政状況を勘案しつつ、将来にわたる機構の業務 前項の政令を定める場合においては、国の財

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

において発行されているすべての旧地域公団法域公団の義務を承継したときは、当該承継の時第六条 附則第三条第一項の規定により機構が地 場合にあっては、この限りでない。 券に係る債務について、国が弁済の請求をする ただし、国が保有している当該地域振興整備債 基盤整備機構が連帯して弁済の責めに任ずる。 務については、機構及び独立行政法人中小企業 第二十六条第一項の地域振興整備債券に係る債

る権利を有する。 他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受け 行政法人中小企業基盤整備機構の財産について 地域振興整備債券の債権者は、機構又は独立 前項の先取特権の順位は、民法の規定による

般の先取特権に次ぐものとする。

第七条 附則第三条第一項又は第四条第一項の規 いても、当該長期借入金又は債券に係る債務に 当該各号に定める保証契約は、その承継後にお 借入金又は債券に係る債務について政府がした 定により機構が承継する次の各号に掲げる長期 ついて従前の条件により存続するものとする。 金及び地域振興整備債券 旧地域公団法第1 十六条の二の規定による保証契約 旧地域公団法第二十六条第一項の長期借入

十六条の規定による保証契約 金及び都市基盤整備債券 旧都市公団法第五 旧都市公団法第五十五条第一項の長期借入

三 旧都市公団法附則第七条第一項の長期借入 り従前の条件により存続するものとされた保 金及び住宅・都市整備債券 同項の規定によ

から承継したものを含む。)を譲渡する場合に 宅地(附則第四条第一項の規定により都市公団 機構は、自ら建設した住宅又は造成した

> の際現にその一定割合以上を所有しているもの めの例により、特別の取扱いをするものとす に対し、当該各号に定める規定による特別の定 であって、当該住宅又は宅地の譲受けの申込み げる債券を引き受けた者 (その相続人を含む。) おける譲受人の選定については、次の各号に掲 る。

三十条第二項 又は旧都市公団法附則第十三条第一項の の特別住宅債券 又は日都市公団法附則第十三条第一項の一定旧住宅・都市整備公団法第五十五条第二項

り都市基盤整備公団が発行した一定の都市基 条第二項 盤整備公団宅地債券 旧都市公団法第五十五条第二項の規定によ 旧都市公団法第三十四

第九条 附則第七条第二号及び第三号並びに前条 三項の規定の適用については、同条第一項の規 各号に掲げる債券は、第三十四条第二項及び第 定による都市再生債券とみなす。

(非課税)

とができない。 該承継に係る不動産又は自動車の取得に対して は、不動産取得税又は自動車取得税を課するこ 定により機構が権利を承継する場合における当

くことができる。 (業務の特例)

| る業務のほか、次の業務(同条に規定する業務||第十二条 機構は、当分の間、第十一条に規定す に該当するものを除く。)を行うことができる。 を行うこと。 第一項第一号の業務に該当するものに限る。) の認可を受けた業務(旧地域公団法第十九条 より事業実施基本計画について国土交通大臣 旧地域公団法第十九条の四第一項の規定に

得したものを含み、同項第六号の業務及びこ 業務のうち、この法律の施行前に開始された 備に係るものを行うこと。 て整備されるべき公共の用に供する施設の整 臣が指定するものに限る。)及びこれと併せ れと併せて行う業務にあっては、国土交通大 もの(当該業務の実施のためにその用地を取 旧都市公団法第二十八条第一項に規定する

Ŧi. 業務を行うこと。 旧都市公団法附則第十条第一項に規定する 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

旧住宅·都市整備公団法第 2

|第十一条 次条第一項に規定する業務が完了する 第十条 附則第三条第一項及び第四条第一項の規 までの間に限り、第六条第二項に定めるものの (役員に関する特例)

ほか、機構に、役員として、理事三人以内を置 5

6 ようとするときは、財務大臣に協議しなければ ならない。 国土交通大臣は、前項の規定による承認をし

7 とあるのは「前条及び附則第十二条第一項」 務を行う場合には、第十二条第一項中 第一項の規定により機構が同項に規定する業 「前条

する業務を行うこと。 成七年法律第百二十三号)第二十九条に規定 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平

定する業務を行うこと。 密集市街地整備法第三十条の二第一項に規

あって前項第二号の規定により国土交通大臣が 場合には、機構の経理については、宅地造成等 業務並びに同項第四号の業務(以下この条にお 指定したものを除く。)及びこれらに附帯する 「都市再生業務」という。)に係るものとを区分 経過業務とその他の業務(以下この条において いて「宅地造成等経過業務」という。)を行う し、それぞれ勘定を設けて整理しなければなら 項第六号の業務及びこれと併せて行う業務で 前項の規定により機構が同項第一号の業務 |項第二号の業務(旧都市公団法第二十八条第

3 規定は、適用しない。 通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の 宅地造成等経過業務に係る勘定については、

4 毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、 る積立金があるときは、その額に相当する金額 による整理を行った後、同条第一項の規定によ に相当する金額を限度として国土交通大臣の承 国土交通省令で定めるところにより、当該利益 おける積立金として整理しなければならない。 を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に 通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定 いて、中期目標の期間の最後の事業年度に係る 機構は、宅地造成等経過業務に係る勘定にお 機構は、都市再生業務に係る勘定において、

金額となるよう配慮しなければならない。 過業務に係る勘定に繰り入れる金額について とができる。この場合において、宅地造成等経 宅地造成等経過業務に係る勘定に繰り入れるこ 認を受けた金額を都市再生業務に係る勘定から は、都市再生業務の運営に支障のない範囲内の

と、第十六条第一項中「宅地(」とあるのは

るものの整備」とする。 併せて整備されるものに限る。)で政令で定め 号の公共の用に供する施設(旧都市公団法第二 定めるものの整備(委託により行うものを除 あるのは「債務(附則第十二条第二項に規定す 中「除く。)」とあるのは「除く。) 及び附則第 第一項」と、第三十四条第一項及び第三十七条 と、同条第二項及び第四十四条第二号中「第十 る都市再生業務をいう。)に係る勘定における」 条第一項中「機構における」とあるのは「機構 第二十八条第一項第七号の業務」と、第三十三 条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法 から第四号まで若しくは第九号の業務(同項第 る。) 又は附則第十二条第一項第二号の規定に 又は造成した宅地を含む。」と、第十七条第一 「宅地(地域公団又は都市公団が整備した敷 く。) 及び旧都市公団法第二十八条第一項第七 三十六条中「前条」とあるのは「前条及び附則 る宅地造成等経過業務に係る債務及び」と、第 の都市再生業務(附則第十二条第二項に規定す 理事業、市街地再開発事業又は防災街区整備事 は第十号」と、「に限る。)」とあるのは「に限 項第一号中「又は第十号」とあるのは「若しく で定めるものの整備、旧地域公団法第十九条第 第十二条第九項」と、附則第二十一条第一項中 十二条第一項」と、第三十五条中「債務(」と は「機構又は都市公団」と、第十八条第一項中 業に係るものに限る。)」と、「機構」とあるの より行う旧都市公団法第二十八条第一項第二号 十八条第一項第一号又は第二号の業務の実施と 一項第一号ハの公共の用に供する施設で政令で 第十一条第一項第七号の業務又は附則第十二 「第十一条第一項第七号の業務」とあるの 一号又は第三号の業務にあっては、土地区画整 政令で定めるものの整備」とあるのは「政令 一条」とあるのは「第十一条及び附則第十二条 は

める日とする。 において国土交通大臣が財務大臣と協議して定還期限は、平成二十五年三月三十一日までの間交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの償 のうち政府が貸し付けた資金に係る債務で国土 宅地造成等経過業務に係る勘定に属する債務

償還期限が到来する機構の長期借入金又は都市 二十五年三月三十一日までの間に限り、国会の に関する法律第三条の規定にかかわらず、平成政府は、法人に対する政府の財政援助の制限 議決を経た金額の範囲内において、同日までに

することができる債務を除く。)について保証 る法律第二条の規定に基づき政府が保証契約を 行等からの外資の受入に関する特別措置に関す する費用に充てるためのもの(国際復興開発銀 再生債券に係る債務で宅地造成等経過業務に要 18

に対する出資をすることができる。 うことを目的とする株式会社又は特定目的会社 経過業務に係る整備敷地等の管理及び処分を行 か、国土交通大臣の認可を受けて、宅地造成等 機構は、第十七条第一項に規定するもののほ

号の規定による宅地の造成又は同項第二号の規 可を受けなければならない。 業務に関する計画を作成し、国土交通大臣の認 め、国土交通省令で定めるところにより、その のを除く。)を行おうとするときは、あらかじ るもの並びに土地区画整理事業の施行に係るも するもの、造成した宅地の管理及び譲渡に関す 第二号の業務(第十一条に規定する業務に該当 法律の施行前に取得した用地について、第一項 定による土地区画整理事業の施行のためにこの ときは、財務大臣に協議しなければならない。 機構は、旧都市公団法第二十八条第一項第一 国土交通大臣は、前項の認可をしようとする 2

は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴 かなければならない。 機構は、前項の計画を作成しようとするとき

れを認可してはならない。 ために必要であると認める場合でなければ、こ 備敷地等又は第十二項の用地を早期に譲渡する 二項の計画に係る業務を行うことが第十項の整 の申請があったときは、第十項の出資又は第十 国土交通大臣は、第十項又は第十二項の認可

る勘定に帰属させるものとする。 定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘 いて準用する。 機構は、宅地造成等経過業務を終えたとき 遅滞なく、宅地造成等経過業務に係る勘定

土交通省令で定める軽微な変更を除く。)につ

前三項の規定は、第十二項の計画の変更

(国

当する金額の全部又は一部を、政令で定めると する負債の金額を上回るときは、その差額に相 際当該勘定に属する資産の価額が当該勘定に属 業務に係る勘定を廃止する場合において、その ころにより、 機構は、前項の規定により、宅地造成等経過 国庫及び地方公共団体(その出資

> じ。) に納付しなければならない。 て出資したものに限る。以下この条において同 金を宅地造成等経過業務に充てるべきものとし

係る勘定の廃止の時において、政府及び地方公 本金を減少するものとする。 はなかったものとし、機構は、その額により資 機構に対する政府及び地方公共団体からの出資 共団体から機構に対し宅地造成等経過業務に充 てるべきものとして出資された額については、 第十六項の規定による宅地造成等経過業務に

第十四条 機構は、第十一条及び附則第十二条第 及び譲渡を行うことができる。 の業務の遂行に支障のない範囲内で、条約その 便に供する施設の建設 (増改築を含む。)、管理 供する賃貸住宅及び当該賃貸住宅の居住者の利 する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に 他の国際約束に基づき技術研修その他これに類 一項に規定する業務のほか、当分の間、これら

第一項」とする。 条」とあるのは、「第十一条及び附則第十四条 を行う場合には、第四十四条第二号中「第十一 前項の規定により機構が同項に規定する業務

(都市再生機構宅地債券の発行)

第十五条 機構は、当分の間、国土交通大臣の認 条中「及び債券」とあるのは、「、債券及び都おける第三十九条の規定の適用については、同 市再生機構宅地債券」とする。 宅地債券を発行することができる。この場合に 者が引き受けるべきものとして、都市再生機構 るものに限る。)を譲り受けることを希望する る者に譲渡するものその他国土交通省令で定め 含み、自己の居住の用に供する宅地を必要とす 可を受けて、自ら造成した宅地(附則第四条第 一項の規定により都市公団から承継したものを 3 2

2 ものとする。 とあるのは、「から第六項まで」と読み替える 行する都市再生機構宅地債券について準用す る。この場合において、同条中「及び第三項」 び第九条の規定は、前項の規定により機構が発 附則第八条(第一号に係る部分を除く。)及

(都市基盤整備公団法の廃止)

|第十八条 | 都市基盤整備公団法は、 (都市基盤整備公団法の廃止に伴う経過措置) 廃止する。

| 第十九条 この法律の施行前に旧都市公団法 (第 その他の行為(旧都市公団法附則第十八条又は 第三十五条第一項の規定により旧都市公団法又 十九条を除く。)の規定によりした処分、手続

> する規定によりした処分、手続その他の行為と条の規定による改正後の土地区画整理法の相当 含む。)は、通則法、この法律又は附則第三十 正後の土地区画整理法の相当する規定によりし は旧都市公団法附則第二十九条の規定による改 た処分、手続その他の行為とみなされたものを みなす。

住宅・都市整備公団法附則第七条第一項の規定により解散した日本住宅公団又は旧第二十条 旧住宅・都市整備公団法附則第六条第 とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」と 法附則第二十条第六項中「都市基盤整備公団」 効力を有する。この場合において、旧都市公団 規定は、この法律の施行の日以後も、なおその あった者に対する旧都市公団法附則第二十条の により解散した宅地開発公団の役員又は職員で

第二十一条 国は、当分の間、機構に対し、第十 年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。 令で定めるものの整備に関する事業のうち、日一条第一項第七号の公共の用に供する施設で政 の一部を無利子で貸し付けることができる。 本整備特別措置法」という。)第二条第一項第 本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に よる社会資本の整備の促進に関する特別措置法 (昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十 号に該当するものに要する費用に充てる資金

第二十二条 機構が第十八条の規定により特定公 する費用についての次に掲げる法律の規定の適おいては、当該社会資本整備関連特定工事に要備関連特定工事」という。)を施行する場合に 共施設工事で社会資本整備特別措置法第二条第 体」とあるのは 第六号までに掲げる法律の規定中「地方公共団 「独立行政法人都市再生機構」と、第二号から「道路管理者である地方公共団体」とあるのは 用については、第一号に掲げる法律の規定中 (道路法等による国の無利子貸付けの特例等) 項第二号に該当するもの(以下「社会資本整 「独立行政法人都市再生機構」

道路法附則第四項

道路法附則第八項及び第九項

三十八年法律第八十一号) 附則第二項、一 共同溝の整備等に関する特別措置法 項及び第六項 、 (昭 五 和

Ŧi. 兀 第九項まで

3

(国の無利子貸付け) 4

る貸付金の償還方法は、政令で定める。 前項に定めるもののほか、第一項の規定によ

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 (罰則に関する経過措置) 施行する。 令で定める。 (政令への委任) (施行期日) 〇一号) 附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一 抄

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰 を超えない範囲内において政令で定める日から 則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもの ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置 は、政令で定める。

(政令への委任)

都市公園法附則第十項、 第十三項及び第十

下水道法附則第五条第一項、 第四項及び第

六 河川法附則第三項、 第四項及び第七項から

わなければならない。 る無利子貸付金の額を控除した額を機構に支払 整備等に関する特別措置法附則第二項、都市 項の費用の額から道路法附則第四項、共同溝の 連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、 園法附則第十項、下水道法附則第五条第一項又 は河川法附則第三項若しくは第四項の規定によ 前項の場合においては、当該社会資本整備関 同

の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、 政令で定める。 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払

定は、適用しない。 る場合には、第二十二条第四項及び第五項の規 共施設の管理者が第二項の規定による支払をす 当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行前にした行為並びに 適用については、なお従前の例による。 るこの法律の施行後にした行為に対する罰則 よりなお従前の例によることとされる事項に係 附則第三条第十一項及び第四条第五項の規定に

第二十四条 附則第二条から第十五条まで、第十 他この法律の施行に関し必要な経過措置は、 のほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その 七条及び第十九条から前条までに規定するもの 政

0号) 則 抄 (平成一六年三月三一日法律第一

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

平成十六年七月一日 則 (平成一六年四月二一日法律第三

第三条並びに附則第五条及び第七条の規

(施行期日) 五号) 抄

第一条 この法律は、 当該各号に定める日又は時から施行する。 次の各号に掲げる区分に応

う。) の成立の時 人中小企業基盤整備機構(以下 前号に掲げる規定以外の規定 「機構」とい 独立行政法

附則 〇九号) (平成一六年六月一八日法律第一 抄

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

二四号) 附 則 (平成一六年六月一八日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 から施行する。 新不動産登記法の施行の日

二六号) 則 (平成一六年六月一八日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施 れぞれ当該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 及び二略 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組 そ

れか遅い日 律第百三十号) の公布の日又は公布日のいず 合法等の一部を改正する法律(平成十六年法

附則 (平成一六年六月一八日法律第一 抄

(施行期日) 二七号)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 れぞれ当該各号に定める日から施行する。 そ

遅い日 百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法

附 則 三〇号) (平成一六年六月二三日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当1一条 この法律は、平成十六年十月一日から施 該各号に定める日から施行する。

八十一条の規定 平成十七年四月一日 から第七十六条の二まで、第七十九条及び第 第二十八条から第三十六条まで、第三十八条 十八条並びに附則第九条から第十五条まで、 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第

附 則 三五号) (平成一六年六月二三日法律第一 抄

(施行期日)

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定第一条 この法律は、公布の日から施行する。た める日から施行する。

八号) 附 則 (平成一七年六月二九日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 う経過措置) (独立行政法人都市再生機構法の一部改正に伴

月一日に始まる事業年度に係る経理から適用すは、独立行政法人都市再生機構の平成十七年四人都市再生機構法附則第十二条第二項の規定第五条 第三条の規定による改正後の独立行政法 る。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定 対する罰則の適用については、なお従前の例にる場合におけるこの法律の施行後にした行為に則の規定によりなお従前の例によることとされ おいて同じ。)の施行前にした行為及びこの附 する規定については、当該規定。以下この条に よる

(政令への委任)

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定第十七条 この附則に規定するもののほか、この

七号) 附 則 (平成一七年七月二六日法律第八

この法律は、 会社法の施行の日から施行す

二〇号) 則 (平成一七年一一月七日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

六号) 則 抄 (平成一八年五月三一日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 六月を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中都市計画法第十二条第四項及び第 (独立行政法人都市再生機構法の一部改正に伴 公布の日から起算して三月を超えない範囲内 築基準法第六十条の二第三項及び第百一条第二十一条の二第二項の改正規定、第二条中建 において政令で定める日 第七条及び第九条から第十一条までの規定 の改正規定並びに第八条並びに附則第六条、 都市再生特別措置法第三十七条第一項第二号 二項の改正規定、第四条、第五条、第七条中 第一条 この法律は、

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前 されていないものは、新都市計画法第二十一条 画法第二十一条の五第一項の規定による通知が 二号に掲げる規定の施行の際旧都市計画法第二 第二項の規定によりされた提案で附則第一条第 替えて適用される旧都市計画法第二十一条の二 市再生機構法第十五条第一項の規定により読み う経過措置) の二第二項の規定によりされた提案とみなす。 十一条の三の規定による案の作成又は旧都市計 に第八条の規定による改正前の独立行政法人都 (罰則に関する経過措置)

第十条 この法律 (附則第一条第二号及び第三号 条において同じ。)の施行前にした行為及びこ に掲げる規定については、当該規定。以下この 例による 為に対する罰則の適用については、なお従前 される場合におけるこの法律の施行後にした行 附則の規定によりなお従前の例によることと

> 第一項及び第五十八条第四項の改正規定、第五 章第一節に三条を加える改正規定、第五十一条 正規定 (同条第五項に係る部分を除く。)、第五

章第三節第四款の改正規定、

第七十二条の二の

款名の改正規定、第三十六条(見出しを含む。) 五条の十二の改正規定、第四章第三節第一款の一項、第四十五条の四第一項第二号及び第四十

定、第五章の章名の改正規定、第四十六条の改 る改正規定、第三十七条第一項第一号の改正規 の改正規定、同条の次に見出し及び四条を加え (政令への委任)

第十一条 この附則に定めるもののほか、この 律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定界十一条 この附則に定めるもののほか、この法 める。

一〇九号) 則 (平成一八年一二月一五日法律第

この法律は、

新信託法の施行の日から施行す

九号) 附 則 (平成一九年三月三一日法律第一

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 附 則 (平成二二年三月三一日法律第二 公布の日 から起算して六月 Iから

(施行期日) 〇 号) 抄

施行する。 附 則 (平成二三年四月二七日法律第二

平成二十二年四月一日から

四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 生特別地区 (第三十六条)」を「都市再生特別 施行する。ただし、目次の改正規定(「都市 を超えない範囲内において政令で定める日から 条)」を「/第六節 都市利便増進協定(第七 第四十六条の二」を「―第四十六条の五」に、 市再生整備計画等に係る特別の措置」に、「・ 「都市再生整備計画に係る特別の措置」を「都 地区等(第三十六条―第三十六条の五)」に、 再生整備推進法人(第七十三条—第七十八条) 十二条の三―第七十二条の九) /第七節 都市 都市再生整備推進法人(第七十三条—第七十八 (施行期日) 道路の占用の許可基準の特例」に、「第六節 |独立行政法人都市再生機構の業務の特例] を /」に改める部分に限る。)、第四十五条の二第

条及び第十二条の規定は、公布の日から起算し から第九条までを削る改正規定並びに附則第六 の次に一節を加える改正規定並びに附則第四条 正規定、第五章中第六節を第七節とし、第五節 第一項、第七十四条及び第七十七条第一項の改 章第五節」に改める部分を除く。)、第七十三条 改正規定(同条第二項中「前章第四節」を「前 て六月を超えない範囲内において政令で定める から施行する。 (政令への委任)

則 抄 (平成二三年五月二日法律第三七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。 た

項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十 法律第百八十九号)第三十条第一項及び第二 三十八条(構造改革特別区域法(平成十四年 条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三 項、第七条、第十二条、第十四条、第十五 定並びに附則第四条、第五条、第六条第二 条(道路法第三十条及び第四十五条の改正規 第十六条、第十八条から第二十条まで、第二 平成二十四年四月一日 十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第 定に限る。)、第三十五条及び第三十六条の規 十条から第三十二条まで、第三十四条、第三 十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、 第四十五条の二及び第四十六条の規定

- 二 号) 則 (平成二三年一二月一四日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

の規定 公布の日 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条

(政令への委任)

律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め第十三条 この附則に定めるもののほか、この法

則 (平成二四年三月三一日法律第二

(施行期日) 五号) 抄

第一条 この法律は、 公布の日から施行する。

> |第二十七条 この法律の施行に関し必要な経過措 政令で定める。

附則 号) 抄 (平成二五年五月一〇日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附則 (平成二五年五月二九日法律第二

0号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

五号) 附 則 抄 (平成二五年六月二一日法律第五

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から施行する。た だし、第三章、第五十三条から第五十六条まで 及び第五章並びに附則第五条から第十一条まで V の規定は、公布の日から起算して二月を超えな 範囲内において政令で定める日から施行す

七号) 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 号。以下「通則法改正法」という。) の施行の を改正する法律(平成二十六年法律第六十六 定は、当該各号に定める日から施行する。

条の規定 公布の日 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による 含む。)の規定によってした又はすべき処分、 き、新法令の相当の規定によってした又はすべ く政令を含む。) に別段の定めのあるものを除 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 手続その他の行為であってこの法律による改正 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を き処分、手続その他の行為とみなす。 に相当の規定があるものは、法律(これに基づ む。以下この条において「新法令」という。)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこ (罰則に関する経過措置)

とされる場合におけるこの法律の施行後にした の附則の規定によりなおその効力を有すること

> 行為に対する罰則の適用については、 (その他の経過措置の政令等への委任) なお従前

第三十条 事院の所掌する事項については、人事院規則) のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令 (人 附則第三条から前条までに定めるもの

則 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日) 九号) で定める。

|第一条 この法律は、行政不服審査法 る。 (年法律第六十八号) の施行の日から施行す (平成二十

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に がある場合を除き、なお従前の例による。 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法ついての不服申立てであってこの法律の施行前 に係るものについては、この附則に特別の定め

(訴訟に関する経過措置)

|第六条 この法律による改正前の法律の規定によ 起については、なお従前の例による。 される場合にあっては、当該他の不服申立てを の他の行為を経た後でなければ提起できないと他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 いこととされる事項であって、当該不服申立て 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

2 に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え規定による改正後の法律の規定により審査請求された処分その他の行為であって、この法律の 取消しの訴えの提起については、 される場合を含む。)により異議申立てが提起 を提起することができないこととされるものの (前条の規定によりなお従前の例によることと この法律の規定による改正前の法律の規定 なお従前の例

3 施行前に提起されたものについては、なお従前他の行為の取消しの訴えであって、この法律の 施行前に提起されたものについては、

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもの める。 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定 0

号) 則 抄

の例による。 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

> 附 (平成二七年五月七日法律第二〇

(施行期日)

第一条 この法律は、 附 則 (平成二七年六月二六日法律第四 公布の日から施行する。

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

条の規定 公布の日 第一条及び第五条並びに附則第十条及び第 附則第三条第二項及び第三項並びに第十一

を経過した日 十四条の規定 公布の日から起算して二十日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規 行為に対する罰則の適用については、 ることとされる場合における施行日以後にした 及び前条第一項の規定によりなお従前の例によ 定にあっては、当該規定)の施行前にした行為 の例による。 なお従前

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す る経過措置を含む。) は、政令で定める。

号) 則 抄 (平成二八年六月七日法律第七二

(施行期日)

附

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して三月

号 附 則 抄 (平成三〇年六月一日法律第四〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

二号) 則 抄 (平成三〇年七月一三日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

附則第三十条及び第三十一条の規定 公布

一及び三 略

(政令への委任) ら第二十六条までの規定 四条、第十七条、第十八条及び第二十三条か める日 して二年を超えない範囲内において政令で定 第二条並びに附則第十条、第十三条、 公布の日から起算 第十

第三十一条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

抄 則 (令和元年一二月六日法律第六六

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して一月

則 抄 (令和二年六月二四日法律第六二

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

百五条の二において同じ」を加える部分に限 の改正規定(同項中「をいう」の下に「。第 同法第八十四条の改正規定、同法第百一条に を「第百五条の二」に改める部分に限る。)、 定、第二条中マンションの建替え等の円滑化改正規定及び同法第三十三条第二項の改正規に関する法律第九十二条の次に一条を加える る。)、同法第三章第一節中第百五条の次に一 に関する法律の目次の改正規定(「第百五条」 項を加える改正規定、同法第百二条第一項 第一条中マンションの管理の適正化の推進

> 定 に附則第三条第一項、第四条及び第八条の規 一項を加える改正規定並びに次条第一項並び 条を加える改正規定及び同法第百六十三条に 公布の日

号) 附 則 (令和三年五月一〇日法律第三

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

の規定 公布の日から起算して三月を超えな 改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十 規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和) 画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除 規定を除く。)、第七条の規定(同条中都市計 中河川法第五十八条の十に一項を加える改正 第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条 三第二項」に改める部分に限る。)及び同法 い範囲内において政令で定める日 二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条 和三十九年法律第百六十七号)の項第一号の 十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭 く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の 正規定(「第七条の二第二項」を「第七条の 改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改 条の三とし、同法第七条の次に一条を加える 二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

附 則 (令和六年四月一九日法律第一七

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から